

令和 7 年第 4 回四万十町議会定例会

四万十町議会議案書（追加）



令和 7 年 1 2 月 3 日

四 万 十 町

目次

議案番号	付議事件名	ページ
報告第 1 0 号	専決処分の報告について（訴えの提起について）	1

報告第 10 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会において指定されている下記事項について、別紙のとおり専決処分をしたので同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 12 月 3 日提出

四万十町長 中尾 博憲

記

- 1 債権の管理上必要な訴えの提起、和解及び調停に関し、1 件（各科目ごと）につき 100 万円未満のもの

専決第8号

専 決 処 分 書

滞納水道使用料の請求に係る民事訴訟法（平成8年法律第109号）第395条の規定によりみなされる訴えの提起について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により下記のとおり専決処分する。

令和7年11月26日

四万十町長 中尾 博憲

記

滞納水道使用料に係る債務者に対して行った支払督促について、当該債務者から督促異議の申立てが行われ、民事訴訟法第395条の規定により支払督促の申立ての時に訴えがあったものとみなされたため、次のとおり訴えを提起する。

1 相手方

四万十町

2 支払督促の申立てを行った日

令和7年11月13日

3 相手方が督促異議の申立てを行った日

令和7年11月25日

4 訴えの要旨

四万十町は、相手方に対し、次のとおり請求する。

（1）水道使用料381,034円の支払

（2）訴訟費用の支払

5 訴訟遂行の方針

（1）税務課及び環境水道課職員を訴訟代理人と定める。

（2）上記の訴訟において一括納付を原則とするが、相手方より適当と認める分納条件が提示されれば和解もありえる。

